

第1 叙勲

1 意 義

叙勲は、国家又は公共に対し功労のある者を顕彰するための制度であり、その種類は大勲位と大綬章から単光章までの9段階がある。

2 沿革

西洋では、11世紀十字軍時代に発生した宗教騎士団がその結社員の標章として黒衣の胸間に着用していた白布製の八陵の十字架がその起源であるとされている。一方、我が国では、慶応3年（1867年）パリで第5回万国博覧会が開催された際、これに参列した薩摩藩がフランス皇帝を始め政府の要人に贈与した「薩摩琉球国勲章」が最初の勲章であるといわれており、その後における勲章制定の経緯については次のとおりである。

- 明治 8年4月・勲等賞牌及び従軍牌（勲一等旭日大綬章以下勲八等白色桐葉章に至る旭日章）制定の件を公布
- 明治 9年11月・賞牌は勲章に、従軍牌は従軍記章と改称
・勲一等の上級として大勲位を制定（菊花大綬章及び同副章を制定）
- 明治 21年
・宝冠章を制定（5等級の宝冠章を制定）
・瑞宝章（勲一等から勲八等まで）を制定
・旭日大綬章として勲一等旭日桐花大綬章を制定
・大勲位菊花章頸飾（大勲位に叙せられた者のうち特別に賜うもの）を制定
- 明治 23年2月・金鶴勲章を制定（武功抜群の者に授与されるもので功一級から功七級に至る7等級があったが、日本国憲法施行と同時に廃止された。）
- 昭和 12年2月・文化勲章（文化の発達に關し勲績卓絶な者に授与されるもの）を制定
- 昭和 21年5月・「官吏任用叙級令施行に伴う官吏に対する叙位及び叙勲並びに貴族院及び衆議院の議長、副議長、議員又は市町村長及び市町村助役に対する叙勲の取扱に関する件」（閣議決定）により、官吏等に対する叙位・叙勲は、新憲法が制定され栄典制度の確立をみるまで外国人に対する叙勲及び文化勲章並びに褒章を除いて生存者に対する叙勲は一時停止
- 昭和 28年9月・「生存者に対する叙勲の取扱に関する件」（閣議決定）により、生存者であつて緊急に叙勲することを要するものについて、一部再開
- 昭和 38年7月・「生存者叙勲の開始について」（閣議決定）により、生存者叙勲の全面復活
- 昭和 39年4月・「叙勲基準」（閣議決定）により、生存者叙勲第1回発令、以来毎年、春は4月29日に、秋は11月3日にそれぞれ発令
- 昭和 48年5月・「高齢者に対する叙勲および賜杯について」（総理決裁）により

高齢者叙勲を開始

- 昭和 53 年 6 月 ・ 「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて」(閣議了解)
を制定し手続等を整備
- 平成 14 年 8 月 ・ 「栄典制度の改革について」(閣議決定) により, 栄典制度改革
についての政府方針を決定
- 平成 15 年 5 月 ・ 「勲章の授与基準」(閣議決定)
・ 19 段階ある勲章を 9 段階に改め, 数字による等級表示を廃止す
るとともに, 旭日章と瑞宝章を同格・異種の勲章として分類
・ 危険業務従事者叙勲の新設
- 平成 15 年 11 月 ・ 新栄典制度開始

3 獲章の種類

種類	授与対象	
だいくん い きつかしよう 大勲位菊花章		旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある者
けいしょく 大勲位菊花章頸飾		
だいじゅしょう 大勲位菊花大綬章		
とう か だいじゅしょう 桐花大綬章		宝冠章
きゆく じつ しょう 旭日章	すい ほう しょう 瑞宝章	
功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者	公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた者	国家又は公共に対し功労のある者
だいじゅしょう 旭日大綬章	瑞宝大綬章	宝冠大綬章
じゆうこうじょう 旭日重光章	瑞宝重光章	宝冠牡丹章
ちゆうじゅしょう 旭日中綬章	瑞宝中綬章	宝冠白蝶章
じゆうじゅしょう 旭日小綬章	瑞宝小綬章	宝冠藤花章
そうこうじょう 旭日双光章	瑞宝双光章	宝冠杏葉章
たんこうじょう 旭日单光章	瑞宝单光章	宝冠波光章
ぶん か くん しょう 文化勲章	文化の発達に関し特に顕著な功績のある者	

※ 賜杯：功労を表彰する方法として勲章に叙するよりも賜杯（銀・木）によることがふさわしい場合に授与される。

4 春秋叙勲

(1) 概要

昭和38年7月12日閣議決定「生存者叙勲の開始について」に基づく生存者に対する叙勲として、同39年4月29日に第1回が発令され、以来、春は4月29日に、秋は11月3日に発令されている。

国家又は公共に対し功労のある者を対象としている（前記閣議決定及び「春秋叙勲候補者推薦要綱」平成15年5月16日内閣総理大臣決定）。

なお、春秋叙勲は日本国憲法の下における栄典であるという性格に鑑み、その功労となる活動が日本国憲法施行の日前で終わっている者については春秋叙勲の対象としないこととされ、また、日本国憲法下における功労となる活動が10年未満の者については運用上叙勲の対象としないこととされている（よって、昭和32年5月2日以前の退職者は対象とされない。）。

(2) 推薦年齢

原則、70歳以上の者（いわゆる「I類」）とされている。

危険な職域や人目につきにくい分野等で永年業務に従事し、国家又は公共に対し功労のあった以下のようないわゆる「II類」については、特例として、55歳以上を対象とすることができるよう緩和されている。

ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者（
██████████）。

イ 人目につかない分野にあって多年にわたり業務に精励した者（
██████████）。

(3) 推薦基準

【I類】

現在、法務省におけるI類の叙勲対象者は、以下の要件を満たす法務省官歴者及び民間功労者の司法書士、土地家屋調査士、保護司、篤志面接委員、教誨師、人権擁護委員である。

なお、以下の要件は春秋叙勲候補者としての基礎的な基準であり、
██████████候補者数が年々増加しているため、
██████████更に候補者を厳選して推薦せざるを得ない状況にある。

ア 官歴者（██████████）
██████████

（ア）██████████
██████████

（イ）██████████
██████████

（ウ）██████████
██████████

イ 民間功労者

(ア) [REDACTED] が擬叙される者

民間功労者の擬叙基準については、[REDACTED]

[REDACTED] それぞれ個別に定めている（別表3「民間功労者に対する勲章擬叙基準」参照）。

【II類】

現在、法務省におけるII類の叙勲対象者は、法務省官歴者のうち、[REDACTED]

であり、[REDACTED] に瑞

宝単光章が擬叙される。

なお、[REDACTED] I類と同様にあくまで基礎的な基準であり、[REDACTED]

[REDACTED] 更に候補者を厳選して推薦することとなる。

※ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 外国人叙勲

(1) 儀礼叙勲

国賓等として来日した外国人や離任する駐日外交官等に対して発令される儀礼的色彩の強い叙勲

(2) 功績叙勲

我が国との友好の増進等について顕著な功績を挙げた外国人（日系外国人を含む。）に対して発令される叙勲として、昭和56年秋から春秋叙勲と時期を併せて定期的に実施されている（「春秋外国人叙勲候補者推薦要綱」平成15年5月16日内閣総理大臣決定）。

候補者の推薦に当たっては、外務省が各省からの推薦を取りまとめ、外務大臣が内閣総理大臣に一括して推薦している。

なお、功績叙勲の推薦年齢及び対象範囲は以下のとおりである。

ア 推薦年齢

おおむね50歳以上

イ 対象範囲

(ア) 学術・教育関係

日本人学者・研究者の指導育成、日本人子弟の教育、日本の学術・文化の研究及び海外紹介、海外の学術・文化の対日紹介を通じ我が国の学界・教育界の進歩発展のため功績顕著な者

(イ) 医療・社会福祉等関係

保健衛生の向上、児童福祉事業の援護、養護事業の援護、海外の在留邦人・日本人に対する社会福祉事業の援護等で我が国の医療、社会福祉事業に貢献し、功績顕著な者

(ウ) 実業界関係

輸出入の振興、金融事業等を通じた産業経済の振興、製造業等各分野における生産技術の向上、鉱物資源の開発等に尽力し、我が国の産業経済の発展に功績顕著な者

(エ) 文化・スポーツ関係

日本文化の普及及び紹介、文化・スポーツの交流、友好親善団体の活動等を通じて彼我両国の友好親善の増進等に功績顕著な者

(オ) その他

以上の分野以外の面で彼我両国の友好親善関係の増進等に功績顕著な者

6 危険業務従事者叙勲

(1) 概要

著しく危険性の高い業務に精励し、国家又は公共に対する功労のある者に対する叙勲で、春秋叙勲と同日に発令される。危険業務従事者叙勲は、これら業務分野の対象者が日夜緊張感を持って危険性の高い業務に精励していることから、その励みとする意味において、春秋叙勲とは別の種類として早めに受章の機会を与えるために設けられたものである（「危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について」平成15年5月20日閣議了解）。

(2) 推薦年齢

55歳以上

(3) 推薦基準 ()

現在、法務省における危険業務従事者叙勲の対象者は、
[REDACTED]
[REDACTED] 刑務官及び入国警備官であり、
[REDACTED] 摂叙基準については、それぞれ個別に定め
ている（本手引への掲載は省略）。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

7 再叙勲

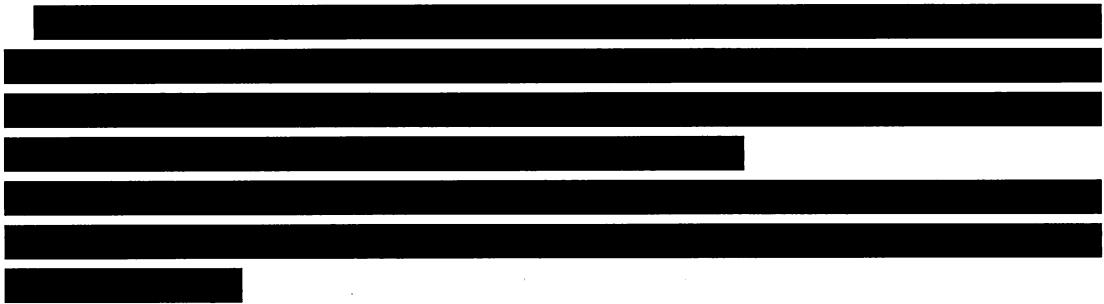
昭和39年以降の春秋叙勲により勲章等を既に受章している者については、その後抜群の功績を挙げ、かつ、先に勲章等を受章した後の経過年数が原則として7年以上ある者に限り、再度、勲章の授与を検討することができるものとされている。

再叙勲の対象者は、現在、原則として抜群の功績のあった者であって、かつ、中綬章以上に擬叙される者としている。ただし、小綬章以下に擬叙される者であっても、先の叙勲後、経過年数が7年以上あり、かつ、年齢80歳以上の者で前回の勲章の授与後、上級の職につき、顕著な功績を挙げた者などについては例外的に検討の対象にするとできるとされている。

8 高齢者叙勲

(1) 概要

春秋叙勲によっていまだ叙勲されていない功労者のうち、満88歳に達した者について、春秋叙勲とは別に叙勲することとしている。その趣旨は、春秋叙勲の対象となる功労を有しながら叙勲枠等の事情からいまだ叙勲されていない功労者のうち、年齢が満88歳に達した者に対して叙勲される制度であり、また、88歳はいわゆる「米寿」であることから、それを祝福するという意味も込めて行われている（「高齢者に対する叙勲及び賜杯について」昭和48年5月10日内閣総理大臣決裁）。



高齢者叙勲は、原則として毎月末の閣議に付し、翌月1日付けをもって発令することとし、発令日（1日）までに満88歳となる者を対象としている。



なお、上申手続の詳細については後掲の「14(2) 高齢者叙勲の上申手続について」を参照。

(2) 推薦基準 ([REDACTED])



【春秋叙勲対象者】

ア 官歴者 ([REDACTED])



(ア) [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ウ) [REDACTED]

イ 民間功労者

(ア) [REDACTED]

擬叙基準については、 [REDACTED] それ

ぞれ個別に定めている（別表3「民間功労者に対する勲章擬叙基準」参照）。

なお、他功績を有する者に関する事項については、春秋叙勲に準ずる。

【危険業務従事者叙勲対象者】

刑務官、入国警備官のうち、 [REDACTED]



9 死亡叙勲

(1) 概要

国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に春秋叙勲とは別に隨時に発令され、春秋叙勲のような特に年齢の制限はない（発令は死亡日付け）。

死亡叙勲の手続については、特に、死亡日から30日以内に閣議決定、上奏、裁可の手續を完了させるよう制限が課せられているので、関係者と連絡を密にし、速やかに書類を作成して提出する必要がある。

（上申手續の詳細については後掲の「14(3) 叙位・死亡叙勲上申手續について」を参照）

[REDACTED]

(2) 推薦基準

【I類】

ア 官歴者 ([REDACTED])

[REDACTED]

(ア)

[REDACTED]

(イ)

[REDACTED]

[REDACTED]

(ウ)

[REDACTED]

[REDACTED]

イ 民間功労者

(ア)

擬叙基準については、 [REDACTED] それ

ぞれ個別に定めている（別表3「民間功労者に対する勲章擬叙基準」参照）。

なお、他功績を有する者に関する事項については、春秋叙勲に準ずる。

(イ) 春秋叙勲に上申中であった者

[REDACTED]

【II類及び危険業務従事者】

[REDACTED]

10 緊急叙勲

(1) 概要

緊急叙勲は、風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の最大防止救援等に努め、顕著な功績を挙げた者、その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することが必要な者等を対象としている（「勲章の授与基準」平成15年5月20日閣議決定）。

(2) 対象範囲

- ア 風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の拡大防止、救援又は復旧に努め、顕著な功績を挙げた者
 - イ 身命の危難を冒して、現行犯人の逮捕等犯罪の予防又は鎮圧に顕著な功績を挙げた者
 - ウ 生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者
 - エ その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与すること必要とする者
-

11 賜杯

勲章に代えて杯が授与されるのは、次の場合である。

(1) 勲章を授与するよりも杯を授与することがふさわしいと認められる場合（ノーベル賞受賞者、高位の僧侶等）。

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

12 褒章受章者（紅綬、紺綬褒章を除く。）の叙勲について

叙勲は功労を総合的に評価するのに対し、褒章は褒章条例に定める特定の分野の功労があれば足りるため、褒章受章者が叙勲年齢に達した場合において、更に叙勲候補者となることが一般的に生じ得る。しかしながら、短期間に同一人に褒章と勲章が重ねて授与されることは、勲章も褒章も同じ国家の栄典であること及び叙勲候補者が多数存在していることから好ましくないため、褒章受章後5年以上経過しなければ勲章の対象としないこととされている（ただし、死亡叙勲の場合は5年を要しない。）。

本来、叙勲基準を満たす者（[REDACTED]）を褒章候補者とするのは、褒章制度の趣旨から逸脱するため、叙勲候補者とする。

なお、[REDACTED]、褒章上申時の候補者選考において慎重な検討を必要とする。

また、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

13 年数の計算

(1) 算入・除算経歴

【公務員】

【民間功労者】

当省における民間功労者は、司法書士、土地家屋調査士、教諭師、篤志面接委員、保護司及び人権擁護委員であるが、

(2) 計算方法

叙勲・褒章において期間を計算する場合は、半月を単位として計算する。

始期が1日～15日の場合は当月0、16日～末日は、当月半となる。

終期が1日～15日の場合は当月半、16日～末日は、翌月0となる。

[例1] 半月の考え方

始期の場合

自 平15. 1. 1～15 → 平15. 1. 0

自 平15. 1. 16～31 → 平15. 1. 半

終期の場合

至 平15. 1. 1～15 → 平15. 1. 半

至 平15. 1. 16～31 → 平15. 2. 0

[例2] 単一の期間の計算

① 自 平15. 1. 4 (平15. 1. 0) } 在職期間は2年0月0 (2. 0. 0)
至 平16. 12. 18 (平17. 1. 0)

② 自 平15. 1. 15 (平15. 1. 0) } 在職期間は2年0月半 (2. 0. 半)
至 平17. 1. 1 (平17. 1. 半)

※ ①②共に実際の期間は、2年に満たないものの、叙勲・褒章における期間計算によると太字の期間となる。

特に②のように終期月が1日であっても半月として計算するものであり、実務でも1日付け退職等の事案は多数あるので留意すること。

[例3] (連続した期間の計算)

① 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 2. 0) }
至 平15. 5. 31 (平15. 6. 0) } (0. 4. 0) }
自 平15. 6. 1 (平15. 6. 0) } イ (0. 2. 0) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 連続する職の終期と始期が、半月計算の区切りとなる末日と1日、15日と16日となる場合は、それぞれ単に半月ごとの計算となる。

上記以外の場合の期間の計算方法は以下のとおりとなる。

② 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 2. 0) }
至 平15. 5. 25 (平15. 6. 0) }
自 平15. 5. 26 (平15. 5. 半) } イ (0. 2. 半) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 単純にアとイを合算すると(0. 4. 半)となるが、連続した期間の最初(平15. 4. 0)と最後(平15. 8. 0)により計算すると(0. 4. 0)となる。これはアの終期とイの始期の重複する部分をそれぞれ期間に通算しているためである。

このような場合には、次のとおり、原則としてアの終期を(平15. 5. 半)と調整し、アの期間は(0. 1. 半)となり、イと合算して(0. 4. 0)となる。

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半) }
至 平15. 5. 25 (平15. 5. 半) } (0. 4. 0) }
自 平15. 5. 26 (平15. 5. 半) } イ (0. 2. 半) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

③ 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半) }
至 平15. 5. 5 (平15. 5. 半) }
自 平15. 5. 6 (平15. 5. 0) } イ (0. 3. 0) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 前記②と同様の考え方により調整して次のとおりとなる。

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 0) }
至 平15. 5. 5 (平15. 5. 0) } (0. 4. 0) }
自 平15. 5. 6 (平15. 5. 0) } イ (0. 3. 0) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

④ 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 0. 半)
至 平15. 4. 7 (平15. 4. 半) }
自 平15. 4. 8 (平15. 4. 0) } イ (0. 4. 0)
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 半月内に2回の異動があった場合は、①②の考え方によるとアの終期を（平15. 4. 0）としてアの期間は（0. 0. 0）となるため、このような場合に限り、イの始期を（平15. 4. 半）と調整して次のとおりとなる。

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 0. 半)
至 平15. 4. 7 (平15. 4. 半) } } (0. 4. 0)
自 平15. 4. 8 (平15. 4. 半) } イ (0. 3. 半)
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

[例4]

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半)
至 平15. 5. 7 (平15. 5. 半) }
自 平15. 5. 8 (平15. 5. 0) } ■
至 平15. 7. 22 (平15. 8. 0) }
自 平15. 7. 23 (平15. 7. 半) } イ (0. 1. 半)
至 平15. 8. 31 (平15. 9. 0) }

※ 連続した期間の中に■による除算を含む場合は、有利となるように計算することとし、終期、始期については調整する必要はない。

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半)
至 平15. 5. 7 (平15. 5. 半) }
自 平15. 5. 8 (平15. 5. 半) } ■
至 平15. 7. 22 (平15. 7. 半) }
自 平15. 7. 23 (平15. 7. 半) } イ (0. 1. 半)
至 平15. 8. 31 (平15. 9. 0) }

14 上申手続

(1) 春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲の必要書類及び人事課提出部数

文 書 名	提出部数
審 査 票	2 部
功 績 調 書	2 部
履 歴 書	2 部
刑罰等調書	2 部
戸 簿 抄 本	2 部

(注) 上記以外の必要書類及び必要書類作成に当たっての留意事項については、
その都度法務省大臣官房人事課や管区機関等から指示される。

審査票、履歴書、功績調書、刑罰等調書は別紙様式2～5のとおり。

(2) 高齢者叙勲の上申手続について

ア 対象者について

春秋叙勲のⅠ類の基準又は危険業務従事者叙勲の基準に該当する功労を有しながら、諸般の事情によりいまだ叙勲されていない功労者のうち、発令日（1日）の前月に満88歳となる者（例えば、4月1日付け発令の高齢者叙勲に該当することとなる者は、前月の3月2日から4月1日までの間に88歳の誕生日を迎える者である。）。

イ 上申書の提出期限について

上記に該当する対象者の法務大臣への上申書は、満88歳に達する日（年齢計算に関する法律参照）の属する月の前月の1日までに法務省大臣官房人事課に到着すること。

例えば、3月15日に88歳の誕生日を迎える対象者の場合は、2月1日までに上申書類が同課に到着していることが必要である（下図参照）。

2/1	2/下旬	3/14 15	3/末	4/1
<hr/>				
提 出 期 限	賞 内 勲 議 局 限	満 88 生 歲 日 へ	誕 生 日 決 定	閣 議 決 定
				發 令 日

(注) 各月の1日生まれの者については、その前々月の1日が提出期限となるので、特に留意すること（2日から末日までに生まれた者は、その前月の1日が提出期限となる。）。

このように提出期限に制限が課せられているのは、内閣府において高齢者叙勲の発令を毎月1日付けで行うため、その前月の最終閣議に付議し、上奏、裁可の手続を完了させる必要があるからである。

なお、高齢者叙勲の上申に当たっては、満88歳に達する誕生日が重要なポイントとなるので、対象者の年齢把握について適切な方法を策定し、特に満87歳の者については、[REDACTED]、くれぐれも上申期限を徒過することのないよう十分留意すること。

[REDACTED]

[REDACTED]

誕生日別の上申書提出期限は下表のとおりである。

誕生日	提出期限
1/2～2/1	前年12月1日
2/2～3/1	前年12月の最終勤務日
3/2～4/1	2月1日
4/2～5/1	3月1日
5/2～6/1	4月1日
6/2～7/1	5月1日
7/2～8/1	6月1日
8/2～9/1	7月1日
9/2～10/1	8月1日
10/2～11/1	9月1日
11/2～12/1	10月1日
12/2～1/1	11月1日

※ 提出期限が休日、祝日等の場合、直前の最終勤務日が提出期限となる。

ウ 提出書類及び提出部数

文書名	提出部数
上申書	1部
審査票	2部
功績調書	2部
履歴書	2部
刑罰等調書	2部
戸籍抄本	2部

※ 民間功労者（司法書士、土地家屋調査士、教諭師、篤志面接委員、保護司及び人権擁護委員をいう。以下同じ。）については、上記のほかに、「団体の規模及び事業概況等調」並びに「活動実績表」（司法書士及び土地家屋調査士を除く。用紙はA4とする。）がそれぞれ2部必要となる。

各書類の様式は春秋叙勲に準ずる。

エ 書類作成上の留意事項

（ア） 上申書

- a 用紙はA4縦（裏白）を用い、横書き左とじとすること。
- b 本省所管各庁の長（本省局部課長）から法務大臣宛てとすること。

（イ） 功績調書

- a 用紙はA4縦（別紙様式2）を用い、横書き左とじとすること。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。
- b 功績は具体的に記載すること。
- c 功績が複数にわたっているときは、分野ごとに分類し、項目別に記載すること（ここでの功績の分野とは、上申する功労とは異なる業界等を指す）。

（ウ） 履歴書

- a 用紙はA4縦（別紙様式3）を用い、横書き左とじとすること。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。
- b 氏名の字画は戸籍どおり正確に記載し、ふりがなを付すこと。なお、婚姻等により氏名が変わっているものについては、旧氏名を現氏名の下に括弧書きで記載し、その変更年月日の記載がある戸籍抄本を添付すること。

※ 戸籍抄本の婚姻時の「従前戸籍」や「名の変更」の箇所から旧氏名を確認できない場合は、改製原戸籍が必要となる。父母の姓が異なる場合や従前戸籍に両親以外の名前がある場合も、養子縁組した後に離縁などで旧氏名がある可能性が残るので、必ず改製原戸籍を取り寄せること（写しの提出可）。

- c 本籍（変更されていることが多いので、必ず戸籍抄本で確認すること。）、現住所、最終学歴（中退を含む。）、生年月日は、必ず記載すること。

d 職歴について

（a） 官歴者については、人事記録に記載されているとおり、省略せずに記載すること。

また、軍歴がある者については、軍歴（階級等）を必ず記載すること。

（b） 民間功労者については、従事した始期及び終期の年月日を正確に記載し、また、[]がある者については[]を略さずに記載するとともに、その[]に始期及び終期の年月日を併記すること。

（c） 当省関係以外の公的な職歴（[]）がある者については、その始期及び終期の年月日（[]）を正確に記入すること。

（d） 賞罰について

本人がかつて受けたことのある位階、勲章、褒章、大臣表彰等の受章歴を記載すること。特に、前叙の有無は、その後の勲章の決定に影響を与える

るので、記録等により調査した上、必ずその有無を記載すること。

なお、

。

(エ) 刑罰等調書

用紙は、原則としてA4（別紙様式4）によることとされているところ、同内容の記載であれば、市区町村長の発行する適宜の様式で差し支えないが、「道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む※」の記載や「破産宣告又は破産手続開始決定の有無」の記載の漏れや内容に注意すること。

なお、市区町村長から発行された刑罰等調書がB5の場合は、証明印が確認できるようにしてA4用紙（白紙）に貼付すること。

また、氏名が戸籍抄本の氏名と一致しているか確認すること。「松」や「斎」などにはよくフォントの違いがあり、その場合には内閣府から①同一人物かどうか、②戸籍と刑罰のどちらの字が正しいかの2点を聞かれるので、その旨を記載した電話聴取書を作成し、添付すること。

(オ) 戸籍抄本

年齢等を明らかにする唯一の書類であるので、必ず提出期限内に送付すること。

オ その他

(ア) 栄典を授与することが不適当とされる場合

後掲の「第4 栄典を授与することが不適当な者」を参照。

(イ) 高齢者叙勲の上申中であった者が、受章前に死亡した場合は、その旨法務省大臣官房人事課栄典係に連絡するとともに、死亡者叙勲の手続を開始する。

(ウ) 栄典協議

法務省以外の機関が所掌する他の公的役職等が擬叙基準に達しているとみられる者について上申を行う場合には、事前に当該機関と上申庁及び擬叙勲章・位階について栄典関係協議をし、栄典関係協議書（別紙様式1）を添付して上申すること。

※ 協議のポイント

- ・経歴を確認する。
- ・叙勲の擬叙が立つか確認する（擬叙が立つ場合はその勲等も併せて確認する。）。
- ・法務省からの上申で差し支えないか、また、その理由を確認する。

(エ) 勲章等の伝達について

当該叙勲で下賜された勲章等は、原則として上申庁において伝達すること。

なお、受章者の居住地の関係等で上申庁と伝達庁が異なる場合は上申庁において伝達庁と協議の上、上申書にその旨を付記すること。

(3) 叙位・死亡叙勲上申手続について

ア 上申書の提出期限について

叙位・死亡叙勲の手続は、死亡日から30日以内に閣議決定、上奏、裁可の手続を完了するようその手続期間に制限が課せられているため、法務大臣への上申（上申書、功績調書及び履歴書は正本）は死亡日からおおむね15日以内に法務省大臣官房人事課に到着すること。

なお、祝日や閣議日とのみ合わせによっては、死亡日から10日前後での提出を求めることがあるので、できる限り早く手続を進めることが望ましい。

死亡日から30日以内の閣議に掛けるためには、当該閣議日の遅くとも1週間前には関係書類を内閣府に提出する必要がある。

なお、遺族が退職者の死亡について最終所属庁への届出を失念し、同庁においてもその事実を把握できなかつたため、30日以内の閣議にかけることができない場合は、唯一の叙位・叙勲の機会を失うこととなるので、退職者の身上変動の把握方法を検討し、くれぐれも上申期限を徒過することのないよう配意すること。

※ 30日以内であり、1月ではないので留意すること。

イ 添付書類及び提出部数

文書名	提出部数
上申書	1部
審査票	2部
功績調書	3部（叙位又は叙勲のみの場合は2部）
履歴書	3部（同上）
刑罰等調書	3部（同上、うち1部はコピー可）
除籍抄本	3部（同上、うち1部はコピー可）

※ 民間功労者については、上記のほかに、「団体の規模及び事業概況等調」及び「活動実績表」（司法書士及び土地家屋調査士を除く。用紙はA4（裏白）とする。）がそれぞれ3部ずつ（叙位又は叙勲のみの場合は2部ずつ）必要となる。

各書類の様式は春秋叙勲に準ずる。

ウ 書類作成上の留意事項

(ア) 上申書

- 用紙はA4縦（裏白）を用い、横書き左とじとすること。
- 本省所管各庁の長（本省局部課長）から法務大臣宛てとすること。
なお、死亡日及び死亡原因（病名等）を付記すること。

(イ) 功績調書

- 用紙はA4縦（別紙様式2）を用い、横書き左とじとする。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。
- 功績は具体的に記載することとし、併せて文中に死亡年月日を必ず記載すること。

- c 効績が複数にわたっているときは、分野ごとに分類し、項目別に記載すること（ここでの効績の分野とは、上申する功労とは異なる業界等を指す）。

(ウ) 履歴書

- a 用紙はA4縦（別紙様式3）を用い、横書き左とじとする。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。

- b 氏名の字画は戸籍どおり正確に記載し、ふりがなを付すこと。

なお、婚姻等により氏名が変わっているものについては、旧氏名を現氏名の下に括弧書きで記載し、その変更年月日の記載がある除籍抄本が添付されていることを確認すること。ただし、除籍抄本から旧氏名を確認できない場合は、従前戸籍（改製原戸籍）が必要となる。

※戸籍抄本の婚姻時の「従前戸籍」や「名の変更」の箇所から旧氏名を確認できない場合は、改製原戸籍が必要となる。父母の姓が異なる場合や従前戸籍に両親以外の名前がある場合も、養子縁組した後に離縁などで旧氏名がある可能性が残るので、必ず改製原戸籍を取り寄せること（写しの提出可）。

- c 本籍（変更されていることが多いので、必ず戸籍（除籍）抄本で確認すること。）、現住所、最終学歴（中退を含む。）、生年月日及び死亡年月日（死亡原因（病名））は、必ず記載すること。

d 職歴について

- (a) 官歴者については、人事記録に記載されているとおりに省略せずに記載すること。特に [REDACTED] が省略されていると位階等の決定ができなくなるので、注意すること。

なお、軍歴がある者については、軍歴（階級等）を必ず記載し、支所勤務のある者は、本所支所の順に記載すること（支所名のみは不可）。

- (b) 民間功労者については、従事した始期及び終期の年月日を正確に記載し、また、 [REDACTED] がある者については [REDACTED] を略さずに記載するとともに、その役職別に始期及び終期の年月日を併記すること。

- (c) 当省関係以外の公的な職歴（[REDACTED]）がある者については、その始期及び終期の年月日（役職のある者は当該役職歴）を正確に記入すること。

(d) 賞罰について

本人がかつて受けたことのある位階勲章、褒章、大臣表彰等の受章歴を記載すること。特に、前叙の有無は、その後の位階、勲章の決定に影響を与えるので、遺族に問い合わせる等して正確を期し、履歴書に必ずその有無を記載すること。

なお、 [REDACTED]

[REDACTED]

(エ) 刑罰等調書

用紙は、原則としてA4（別紙様式4）によることとされているところ、同内容の記載であれば、市区町村長の発行する適宜の様式でも差し支えないが、「道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金

刑を含む※」の記載や「破産宣告又は破産手続開始決定の有無」の記載の有無に注意すること。

なお、市区町村長から発行された刑罰等調書がB5の場合は、証明印が確認できるようにしてA4用紙（白紙）に貼付すること。

また、氏名が除籍抄本の氏名と一致しているか確認すること。「松」や「斎」などにはよくフォントの違いがあり、その場合には内閣府から①同一人物かどうか、②除籍と刑罰のどちらの字が正しいかの2点を聞かれるので、その旨を記載した電話聴取書を作成し、添付すること。

（オ）除籍抄本

上申期限までに間に合わないときは追送でも差し支えないが、相当程度遅れる（死亡日から20日目頃まで。）と思われる場合は、生前の戸籍抄本を送付すること。

なお、市区町村長から発行された除籍抄本がB5判の場合は、証明印が確認できるようにしてA4用紙（白紙）に貼付すること。

エ その他

（ア）

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

なお、新聞・ネット報道がなされているときは、その写しを添付すること。

（イ）栄典を授与することが不適当とされる場合

後掲の「第4 栄典を授与することが不適当な者」を参照。

（ウ）栄典協議

法務省以外の機関が所掌する他の公的役職等が擬叙基準に達しているとみられる者について上申を行う場合には、事前に当該機関と上申庁及び擬叙勲章・位階について現地間栄典協議をし、栄典関係協議書（別紙様式1）を添付して上申すること（[REDACTED]）。

※協議のポイント

- ・経歴を確認する。
- ・叙位・叙勲の擬叙が立つか確認する（擬叙が立つ場合はその位階・勲等も確認する。）。
- ・法務省からの上申で差し支えないか、また、その理由を確認する。

(エ) 位記、勲章等の伝達について

位記、勲記及び勲章等の遺族への伝達については、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

なお、遺族の居住地の関係で上申庁と伝達庁が異なる場合は上申庁において
伝達庁と協議の上、上申書にその旨を付記すること。

15 獲章の伝達

(1) 春秋叙勲

大綬章、重光章 宮中において、大綬章は天皇陛下から親授、重光章は内閣総理大臣から伝達される。

中綬章以下 法務省において、法務大臣から伝達される。

(「勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例」平成15年5月20日閣議決定)

(2) 高齢者叙勲

前掲14(2)高齢者叙勲の上申手続について オ その他(エ)「勲章等の伝達について」を参照。

(3) 死亡叙勲

前掲14(3)叙位・死亡叙勲上申手続について エ その他(エ)「位記、勲章等の伝達について」を参照。

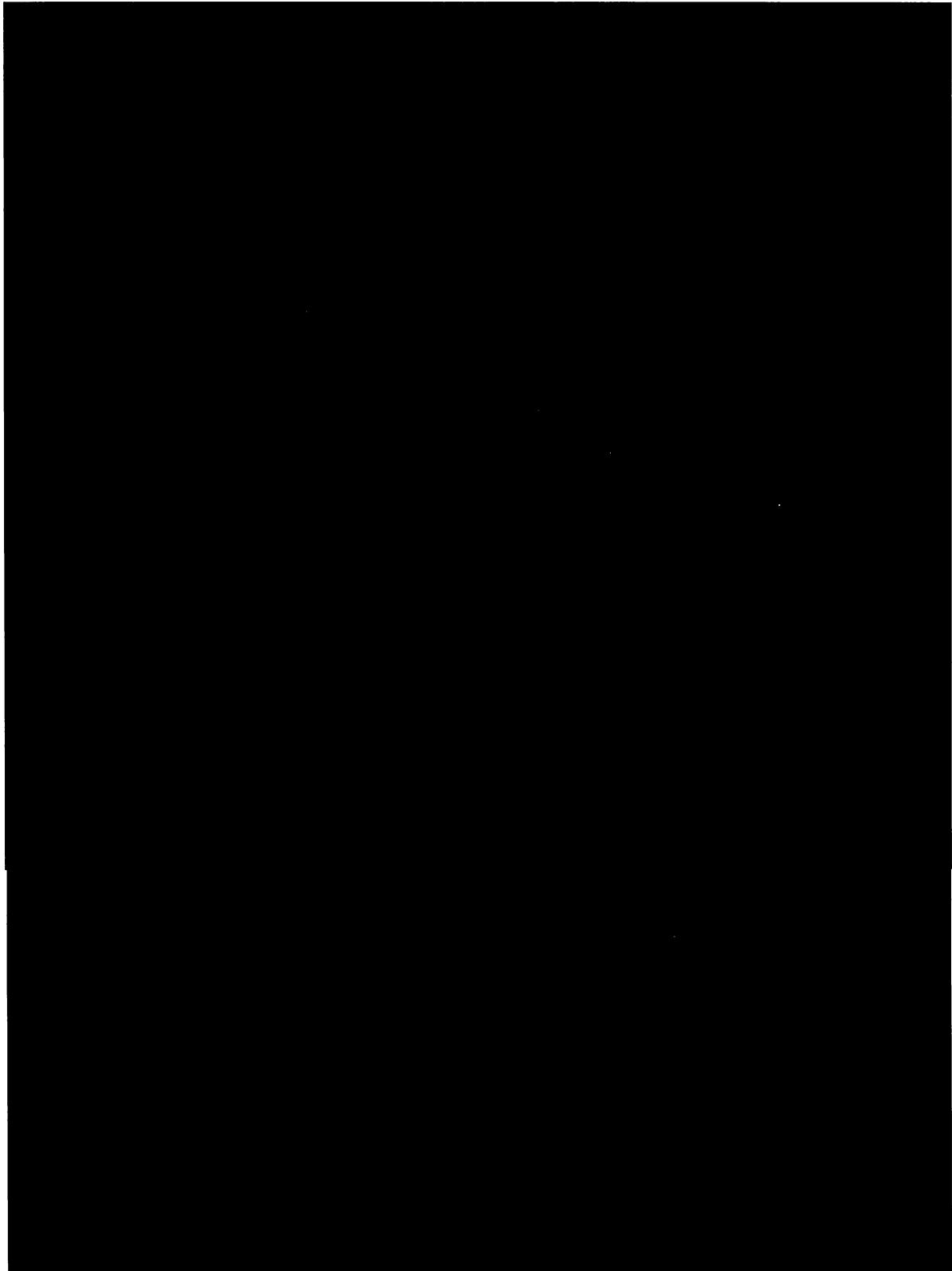
(4) 勲章・褒章、勲記・褒章の記を紛失した場合

勲記・褒章の記は、理由のいかんを問わず再交付されない。勲記又は褒章の記に代わる証明書(有勲証状又は有章証状)が申請により交付されるのみである。

ただし、勲章・褒章は実費を支払い再交付を受けることができる。この場合、「勲章(褒章)調製通知書交付願」に紛失理由書を添付して賞勲局に申請する。

(後掲の「第6 勲章・勲記等を紛失した場合の取扱い」参照)

別表1 摘叙目安表



別表2

叙勲基準と等級格付けの変遷について（目安）



別表3 民間功労者に対する勲章擬叙基準（平成25年4月29日発令分以降）

1 保護司

2 教誨師

A large, dark, rectangular redaction box covers the majority of the page content, from approximately y=113 to y=450. The box is positioned in the center of the page and is surrounded by a thin white border. The rest of the page is white with a few small black rectangular artifacts at the top and bottom edges.

3 篤志面接委員

Figure 1. The effect of the number of clusters on the classification accuracy of the proposed model. The proposed model is compared with the KNN and SVM models.

1. *What is the primary purpose of the study?*

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and the Office of the Vice President for Student Affairs.

11. **What is the primary purpose of the study?**

11. **What is the primary purpose of the study?** (check all that apply)

11. **What is the primary purpose of the *Journal of Clinical Endocrinology and Metabolism*?**

1. **What is the primary purpose of the study?** (Please select one)

Page 1 of 1

Page 1 of 1

Page 10

[REDACTED]

4 人權擁護委員

5 司法書士

[REDACTED]

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and Economic Development at 319-273-2500 or research@uiowa.edu.

[REDACTED]

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and Economic Development at 515-294-6450 or research@iastate.edu.

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and Economic Development at 319-273-2500 or research@uiowa.edu.

1

© 2013 Pearson Education, Inc.

1. **What is the primary purpose of the study?**

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and Economic Development at 319-273-2500 or research@uiowa.edu.

Black box

Black box

[REDACTED]

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and Economic Development at 319-273-2500 or research@uiowa.edu.

1

11. *What is the primary purpose of the following statement?*

1

1. *What is the primary purpose of the study?* (check all that apply)

a. To describe the characteristics of a population
 b. To test a hypothesis
 c. To compare two groups
 d. To evaluate a treatment
 e. To predict an outcome
 f. To describe a process
 g. To evaluate a diagnostic test
 h. To compare three or more groups

Digitized by srujanika@gmail.com

www.ijerph.com | ISSN: 1660-4601 | DOI: 10.3390/ijerph16030890 | 890

別表 4

他省庁の叙勲等の対象となる公職等一覧表

職名	協議目安

職名	協議目安



※ 令和2年4月1日現在。ただし、上記公職等でも、別途協議を依頼する場合があるので、その際は対応すること。

様式1

榮典関係協議書

年次	生存者叙勲 ○○年 春・秋 死亡者 叙位・叙勲	省庁 部局名			通し 番号	
氏 名				職 名		
協議の 日時・方法		令和○○年○○月○日 午後 ○時○○分				口頭 電話
協議者の所属 官職・氏名						
協議の相手方の 所属官職・氏名						
協議 先 の 功 勞 等	功 劳	職 名			役職歴・件数等	
		従事年数				
	叙位 叙勲の受章資格 褒章	叙位 叙勲 褒章	有・位階() 有・勲等() 有・種類()			無 無 無
上申予定の 有 無	予定有り	予定無しの理由				
	叙位 叙勲 褒章 令和 年 春・秋	(例) [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]				
協議の結果		○○から上申する。				
参考事項						

様式 2 (官歴者用)

功 績 調 書

元〇〇〇〇〇官

○ ○ ○ ○

上記の者は、

9 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞
は漢数字とする。

様式2-2 (民間人(司法書士・土地家屋調査士)用)

功績調書

氏名 ○○○○
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

1 職業 司法書士（又は土地家屋調査士）

(注) 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式2-3 (民間人(司法書士・土地家屋調査士を除く)用)

功績調書

氏 名 ○○○○
生年月日 昭和○○年○○月○○日

The figure is a horizontal bar chart with a white background. The x-axis is labeled with numerical values: 0.000, 0.001, 0.010, 0.020, 0.030, 0.040, 0.050, 0.060, 0.070, 0.080, 0.090, 0.100, 0.110, 0.120, 0.130, 0.140, 0.150, 0.160, 0.170, 0.180, 0.190, 0.200, 0.210, 0.220, 0.230, 0.240, 0.250, 0.260, 0.270, 0.280, 0.290, 0.300, 0.310, 0.320, 0.330, 0.340, 0.350, 0.360, 0.370, 0.380, 0.390, 0.400, 0.410, 0.420, 0.430, 0.440, 0.450, 0.460, 0.470, 0.480, 0.490, 0.500, 0.510, 0.520, 0.530, 0.540, 0.550, 0.560, 0.570, 0.580, 0.590, 0.600, 0.610, 0.620, 0.630, 0.640, 0.650, 0.660, 0.670, 0.680, 0.690, 0.700, 0.710, 0.720, 0.730, 0.740, 0.750, 0.760, 0.770, 0.780, 0.790, 0.800, 0.810, 0.820, 0.830, 0.840, 0.850, 0.860, 0.870, 0.880, 0.890, 0.900, 0.910, 0.920, 0.930, 0.940, 0.950, 0.960, 0.970, 0.980, 0.990, 0.995, and 1.000. The y-axis represents frequency, with labels at 0, 100, 200, 300, 400, 500, 600, 700, 800, and 900. The bars are black and have thin white outlines. The distribution is highly right-skewed, with the highest frequency at the maximum value of 1.000.

(注) 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式3（官歴者用）

履歴書

本籍 ○○県○○市○○町○○番地○○（必ず都道府県から記載）

〒○○○-○○○○

現住所 ○○県○○市○○町○○番地○○（必ず都道府県から記載）

ふりがな	00	00	00	00
氏名	○	○	○	○
ふりがな	00	00	00	00
（旧氏名）	○	○	○	○
生年月日	昭和○○年○○月○○日			

（学歴）

昭和○○年○○月○○日 ○○大学○○学部○○学科卒業

（職歴）

年月日	事項	発令庁
昭和○.○.○	陞叙高等官七等	内閣
〃○.○.○	現役兵として歩兵第○連隊に召集	陸軍省
〃○.○.○	帰休除隊	〃
〃○.○.○	雇を命ず	○○○庁
〃○.○.○	○○○に任官させる	〃
〃○.○.○	○級○号俸を給する	〃
〃○.○.○	○○○庁○○○に配置換する	法務大臣
〃○.○.○	○級○号俸を給する	〃
〃○.○.○	○級○号俸を給する (人事院規則・・・・による特別昇給)	〃
平成〃.〃.〃	辞職を承認する 退職手当として金○○○○○円を支給する (国家公務員退職手当法・・・・)	〃
令和○.○.○	死亡（胃がん）※死亡叙勲・叙位の場合	

（退職後の職歴）

自 平成○○年○○月○○日

○ ○ ○

至 平成○○年○○月○○日

※職歴がない場合は「なし」と記載すること。

(賞罰)

※賞罰がない場合は「なし」と記載すること。

(前叙)

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 従七位
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 獲八等白色桐葉章受章
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 獲七等瑞宝章受章

※前叙がない場合は「なし」と記載すること。

(注) 1 本籍, 氏名, 旧氏名及び生年月日はいずれも戸籍・除籍抄本と合致すること。

2 現住所は, 現在の居住地を確認の上記載すること。

3 最終学歴は, 大学・専門学校のときは, 学部学科まで記載すること。

卒業又は中退のみを記載し, 入学の記載は不要。

4 [REDACTED]

[REDACTED]

5 職歴欄は,

・発令年月日, 発令事項, 発令庁のほか, 公的役職があるときは, その全部を記載すること。

・[REDACTED]

・死亡原因（病名）を記載すること。

6 賞罰は, 法務省以外の褒章等も記載すること。

7 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし, 位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式3-2 (民間人用)

履歴書

本籍 ○○県○○市○○町○○番地○○ (必ず都道府県から記載)

〒○○○-○○○○

現住所 ○○県○○市○○町○○番地○○ (必ず都道府県から記載)

ふりがな	00	00	00	00
氏名	○	○	○	○

ふりがな	00	00	00	00
(旧氏名)	○	○	○	○

生年月日 昭和○○年○○月○○日

(学歴) 昭和○○年○○月○○日 ○○大学○○学部○○学科卒業

(職歴) ※職業を記載する

自 昭和○○年○○月○○日

[REDACTED]

至 平成○○年○○月○○日

(委員歴) ※司法書士・土地家屋調査士・保護司・教諭師・人権擁護委員を記載する

自 昭和○○年○○月○○日

○○○○

至 平成○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日

[REDACTED]

至 平成○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日

[REDACTED]

至 平成○○年○○月○○日

(その他法律等に基づく委員歴)

自 昭和○○年○○月○○日

○○○○

至 平成○○年○○月○○日

(民間団体歴)

自 昭和○○年○○月○○日

○○○○

至 平成○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日 死亡 (胃がん) ※死亡叙位・叙勲の場合は、ここに記載

(賞 罰)



昭和〇〇年〇〇月〇〇日 ○〇県知事表彰受章 (〇〇功労)
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 藍綬褒章受章 (〇〇功績)
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 瑞宝双光章 (〇〇功労)

- (注) 1 公務員歴がある場合は、人事記録写しを添付又は人事記録の発令事項を記載すること。
2 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式4

刑罰等調書

氏名 ○ ○ ○ ○

生年月日 昭和○○年○月○日生

1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市区町村長 ○ ○ ○ 印

3 氏名が戸籍抄本・除籍抄本の氏名と一致しているか確認すること。

樣式 5 (官歷者用)

叙 煙 審 查 票

(1/1)

樣式 5-2 (民間人用)

叙 煙 審 查 票

(1/1)